

山形県 農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金

ご案内

補助金額

最大

100万円

が補助されます！

補助金額 = ①基準額 × ②補助率

①基準額：補助対象経費と200万円のいずれか低い額

②補助率：1年度目 1/2以内、2年度目 1/3以内
3年度目 1/4以内

補助事業者

農林漁業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、市町村 等

対象品目

県内で生産された穀物、野菜、果樹、花き、畜産物

対象になる例・・・米、えだまめ、さくらんぼ、啓翁桜、牛乳 等

対象にならない例・・・製パン、ハム、ヨーグルト、マヨネーズ 等

補助内容・要件

□ 本補助事業の内容

- (1) 輸出事業計画策定支援
- (2) 生産・加工・輸送等の体制構築支援
- (3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援
- (4) その他支援に係る経費

□ 要件について（一部）

- 補助事業者は、「農産物等輸出産地形成事業戦略」を作成し、知事の承認を受ける必要があります。
- 山形県グローバル産地形成支援事業費補助金の交付を受けたことのある事業者については、交付時と異なる品目又は輸出先国に係る取組みに要する経費を補助対象とします。
- 補助事業者は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトへの（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録が必要です。

詳しくは、以下をご確認ください。

- 令和7年度山形県農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金交付要綱
- 令和7年度山形県農産物等輸出産地形成サポート事業実施基準

▶▶▶ 申込み期間：令和7年6月30日（月）まで

【お問合せ先】

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課

TEL 023-630-2560

Fax 023-630-3312

※ 申込み期間の翌日以降に事業の実施を決定した場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

詳しくは山形県HPを
ご覧ください。

検索

